

別表 1 (第 4 条及び第 5 条関係)

## 東京都認証学童クラブ事業に関する補助基準額、補助対象経費及び補助率

1 補助基準額	2 補助対象経費	3 補助率
<p>(1) 基本分</p> <p>ア 通常の場合 (イ又はウの場合を除く。) 6,358,000 円 (1 支援の単位当たり年額)</p> <p>イ 土曜日の開所時間が 8 時間以上の場合 (東京都認証学童クラブ事業実施要綱 (令和 7 年 3 月 27 日付 7 福祉子家第 3201 号。以下「実施要綱」という。) 第 2 章 2 (5) イ (イ) ②の場合。) 6,054,000 円 (1 支援の単位当たり年額)</p> <p>ウ 土曜日開所をしない場合 (実施要綱第 2 章 2 (5) ア (イ) の場合。) 5,248,000 円 (1 支援の単位当たり年額)</p> <p>(2) 長時間開所加算 午前 8 時より前や午後 7 時を超えて開所する場合に、以下の金額を加算する。 「午前 8 時より前の時間」及び「午後 7 時を超える時間」の年間合計時間×1,900 円 (1 支援の単位当たり年額) なお、年間合計時間の 30 分未満は切り捨て、30 分以上は切り上げて算出する。</p> <p>(3) 常勤複数配置加算 放課後児童支援員 (常勤職員※に限る。) を 2 名以上配置した場合に、2,500,000 円 (1 支援の単位当たり年額) を加算する。 ※常勤職員とは、法定労働時間の範囲内において、原則として学童クラブごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」の全てを、年間を通じて専ら育成支援の業務に従事している職員をいう。</p> <p>(4) 場所の複数確保加算 専用区画とは別に、体を動かす遊びや体験活動を行う場、静養できる場などを設け、学童クラブでの過ごし方を選択できるよう取り組んでいる場合に、1,929,000 円 (1 支援の単位当たり年額) を加算する。 なお、専用区画とは別に確保する場合は、児童 1 人につき 1.65 m<sup>2</sup>以上の有効面積を確保すること。</p> <p>(5) 障害児加配加算 障害児受入推進事業又は障害児受入強化推進事業による補助を受けている場合に、①と②の合算額 (1 支援の単位当たり年額) を加算する。</p>	<p>東京都学童クラブ事業実施要綱 (平成 27 年 7 月 27 日付 27 福祉子家第 358 号) に規定する各事業 (別添 2 を除く。) の支出額から補助基準額を差し引いた額。ただし、上記により算出した補助対象経費が 0 円を下回る場合は、0 円とする。</p>	<p>2 / 3</p>

<p>① 障害児受入推進事業の補助を受けている場合 1,400,000円</p> <p>② 障害児受入強化推進事業の補助を受けている場合</p> <p>ア 障害児を3人以上受け入れる場合 (ア) 障害児を3人以上5人以下受け入れる場合 1,400,000円</p> <p>イ 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合 (ア) 職員を1人配置 1,400,000円 (イ) 職員を2人以上配置 2,800,000円</p> <p>ウ 障害児を9人以上受け入れる場合 (ア) 職員を1人配置 1,400,000円 (イ) 職員を2人配置 2,800,000円 (ウ) 職員を3人以上配置 4,200,000円</p>		
<p>(6) 障害児受入環境整備加算 1,000,000円 (1クラブ当たり年額)</p>	<p>障害児受入れのための研修経費及び環境を整備するためのコンサルティング経費等</p>	<p>2 / 3</p>
<p>(7) 遊び・体験充実加算 1,500,000円 (1支援の単位当たり年額)</p>	<p>実施要綱第2章2(6)イに定める多様な遊び・体験活動を充実するための、講師謝礼や備品購入等の経費</p>	<p>2 / 3</p>
<p>(8) 職員の資質向上・定着推進加算 400,000円 (1クラブ当たり年額)</p>	<p>「虐待・事故防止」や「メンタルヘルス」に関する研修を必須とし、その他、職員の資質向上及び定着に関する研修を実施する場合の経費</p>	<p>2 / 3</p>

- ※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、補助基準額は「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。
- ※ 区市町村が運営する場合は、(6) 障害児受入環境整備加算、(7) 遊び・体験充実加算及び(8) 職員の資質向上・定着推進加算のみが補助対象

別表 2 (第 4 条及び第 5 条関係)

東京都認証学童クラブ移行支援事業に関する補助基準額、補助対象経費及び補助率

1 補助基準額	2 補助対象経費	3 補助率
<p>(1) 基本分</p> <p>ア 通常の場合 (イ又はウの場合を除く。) 6,358,000 円 (1 支援の単位当たり年額)</p> <p>イ 土曜日の開所時間が 8 時間以上の場合 (東京都認証学童クラブ事業実施要綱 (令和 7 年 3 月 27 日付 7 福祉子家第 3201 号。以下「実施要綱」という。) 第 2 章 2 (5) イ (イ) ②の場合。) 6,054,000 円 (1 支援の単位当たり年額)</p> <p>ウ 土曜日開所をしない場合 (実施要綱第 2 章 2 (5) ア (イ) の場合。) 5,248,000 円 (1 支援の単位当たり年額)</p> <p>(2) 長時間開所加算 午前 8 時より前や午後 7 時を超えて開所する場合に、以下の金額を加算する。 「午前 8 時より前の時間」及び「午後 7 時を超える時間」の年間合計時間×1,900 円 (1 支援の単位当たり年額) なお、年間合計時間の 30 分未満は切り捨て、30 分以上は切り上げて算出する。</p> <p>(3) 障害児加配加算 障害児受入推進事業又は障害児受入強化推進事業による補助を受けている場合に、①と②の合算額 (1 支援の単位当たり年額) を加算する。</p> <p>① 障害児受入推進事業の補助を受けている場合 1,400,000 円</p> <p>② 障害児受入強化推進事業の補助を受けている場合</p> <p>ア 障害児を 3 人以上受け入れる場合 (ア) 障害児を 3 人以上 5 人以下受け入れる場合 1,400,000 円</p> <p>イ 障害児を 6 人以上 8 人以下受け入れる場合 (ア) 職員を 1 人配置 1,400,000 円 (イ) 職員を 2 人以上配置 2,800,000 円</p> <p>ウ 障害児を 9 人以上受け入れる場合 (ア) 職員を 1 人配置 1,400,000 円 (イ) 職員を 2 人配置 2,800,000 円 (ウ) 職員を 3 人以上配置 4,200,000 円</p>	<p>東京都学童クラブ事業実施要綱 (平成 27 年 7 月 27 日付 27 福保子家第 358 号) に規定する各事業 (別添 2 を除く。) の支出額から補助基準額を差し引いた額。ただし、上記により算出した補助対象経費が 0 円を下回る場合は、0 円とする。</p>	<p>2 / 3</p>

(4) 障害児受入環境整備加算 1,000,000円 (1クラブ当たり年額)	障害児受入れのための研修経費及び環境を整備するためのコンサルティング経費等	2 / 3
(5) 遊び・体験充実加算 1,500,000円 (1支援の単位当たり年額)	実施要綱第2章2(6)イに定める多様な遊び・体験活動を充実するための、講師謝礼や備品購入等の経費	2 / 3
(6) 職員の資質向上・定着推進加算 400,000円 (1クラブ当たり年額)	「虐待・事故防止」や「メンタルヘルス」に関する研修を必須とし、その他、職員の資質向上及び定着に関する研修を実施する場合の経費	2 / 3

- ※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、補助基準額は「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。
- ※ 区市町村が運営する場合は、（4）障害児受入環境整備加算、（5）遊び・体験充実加算及び（6）職員の資質向上・定着推進加算のみが補助対象